

# 横須賀市立●●学校PTA 慶弔規程

本校PTAは、児童（生徒）および会員の吉凶に対し、慶弔の意を表すため、次の規定を定める。

## 第1条 児童（生徒）及び会員（父母または保護者）の場合

### （1）病気災害に対する場合

- ①児童（生徒）が学校の管理下に重大な災害を受けた場合。
- ②長期疾病（1ヶ月以上）または入院（2週間以上）の場合。
- ③会員で重大な災害を受けた場合。
- ④①～③の場合3,000円をおくる。

### （2）慶事の場合 なし

### （3）死亡に対する場合

- ①生徒、会員の場合、5,000円を弔金とする。
- ②特別な場合は運営委員会にはかり額を決定する。

## 第2条 教職員の場合

### （1）病気災害に対する場合

- ①教職員で重大な災害を受けた場合。
- ②長期疾病（1ヶ月以上）または入院（2週間以上）の場合。
- ③①～②の場合3,000円をおくる。

### （2）慶事に対する場合

- ①結婚の場合は5,000円を贈金とする。

### （3）死亡に対する場合

- ①本人の場合5,000円を弔金とする。
- ②妻（夫）、本人の両親、子供の場合、3,000円を弔金とする。
- ③特別な場合は運営委員会にはかり額を決定する。

## 第3条 その他の場合

- ①教職員で転出・退職する場合、3,000円相当の花束を贈る。
- ②各種団体関係者もしくはその家族の死亡にあつては、必要に応じ運営委員会で協議の上、3,000円相当の弔電を送る。

第4条 考慮を要する際には、運営委員会で協議の上、決めることとする。ただし、急を要する場合は、会長の判断で執行することができるが、次回運営委員会でその経緯を説明する。

令和●●年●●月●●日 制定

令和●●年●●月●●日 改正